

地方独立行政法人桑名市総合医療センター名誉顧問に関する規程

平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター名誉顧問の称号を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第2条 名誉顧問の称号は、病院事業の確立に貢献し、特に功労のあつた者に対して、理事会の議を経て理事長が授与することができる。

(待遇等)

第3条 名誉顧問の称号を授与された者に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 式典その他の諸行事への招待
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が必要であると認めた待遇

(助言)

第4条 理事長は、名誉顧問に対し、法人の業務運営について助言を求めることができる。

(報酬)

第5条 名誉顧問の報酬については、理事長が定める額とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、名誉顧問の称号を授与することについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

称 号 記

殿

年 月 日 生

貴殿の功績に対し地方独立行政法人桑名市総合医療センター名誉顧問の称号を授与する

平成 年 月 日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター
理事長 竹田 寛 (印)